

7. その他

目的規定等の見直し

施設規制法の性格が強い現行の医療法を、患者の視点に立ったものとなるよう、目的規定及び全体的な構造の見直しを行う。

医療安全の確保

【医療制度改革大綱（政府・与党医療改革協議会 平成17年12月1日）抜粋】

- ・医療安全支援センターの制度化など医療安全対策の充実

【改正内容】

- ☆ 患者等からの相談に応じ助言等を行う医療安全支援センターの制度化
- ☆ 医療機関の管理者に医療安全確保の義務づけ
 - 医療機関における安全管理体制の充実・強化、院内感染制御体制の充実
 - 医療機関における医薬品・医療機器の安全管理体制の確保
- ☆ 行政処分を受けた医師等への再教育の義務化等
- ☆ 国・地方公共団体の責務・役割の明確化

在宅医療の推進

- 在宅医療に係る医療連携体制の構築（医療計画）
- 医療機関の管理者に、退院調整機能・在宅医療推進の努力義務
- 地域医療支援病院による在宅医療支援の明記
- 都道府県による在宅医療の情報提供
- 処方せんの確認等の調剤業務の一部を患者宅で行うことの容認

施行期日

- ◎ 平成19年4月1日を基本。 ※有床診療所の見直しは、平成19年1月1日
薬剤師、看護師等に係る再教育の義務化、行政処分の類型の見直し等については、平成20年4月1日